**別紙申込様式**

**令和６（202４）年度園芸経営体収益力強化スーパーコーチ派遣希望申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先：

e-mail：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX　：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　緊急連絡先：

　私は、スーパーコーチの派遣を希望します。

　なお、希望に当たっては、別添「申込に当たっての同意事項」に同意します。

**１　経営概況**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 主な作物名 |  |
| 経営面積 |  |
| 栽培経験年数 |  |
| 施設等の概要 |  |
| 主な作型等 |  |
| 所属部会名等 |  |
| 派遣希望理由※現在の課題、将来の目標、スーパーコーチに期待すること等 |  |

**２　派遣希望**

特に希望するコーチ・日程に○を記入して下さい。（希望人数より多い場合、調整します。）

基本的には、集団指導については、できる限り全てのコーチの指導内容を受講願います。

なお、指導内容や日程については、コーチ紹介の資料をご参照願います。

（１）大山　寛【受講のための事前ヒアリング（新規受講者のみ）】

　※　コーチ派遣の前に、経営の課題や目標等についてヒアリングを実施し、受講者を決定します。

　　　また、期間中にヒアリングを実施し、進捗状況の確認をいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 受講日 | 7月中旬（予定） |
| 記入欄 |  |

（２）加納賢三　【植物生理に基づく環境制御方法について（集合指導）】

　※　ご希望の受講日を選択ください。内容が異なるので、両日選択を推奨します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受講日 | ８月上旬光合成を高める積極的な環境制御 |
| 記入欄 |  |

（３）加納賢三・斉藤章・有賀美緒

【最先端の環境制御技術に基づくいちご・花き・トマト栽培管理（個別・グループ指導）】

※初回受講日調整中。９月上旬（トマト）・中旬（花き）・下旬（トマト）頃に

１回目を実施予定です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講日 | ９月上旬 | 9月中旬 | 9月下旬 |
| 記入欄 | トマト | 花き | いちご |
|  |  |  |

※注意：複数のコーチの派遣を希望することは可能ですが、個別指導については一人当たり指導を受けられるのは年間最大4回までとなります。

（4）佐川　友彦【経営課題の抽出・解決に向けた経営改善のススメ（集合指導）】

|  |  |
| --- | --- |
| 受講日 | 10月中旬 |
| 記入欄 |  |

※集団指導後に、現場改善の実証を実施予定です。受講者の中でモデル圃場を選定し、実際の生産現場で課題の抽出・解決に向けた提案、グループでの改善活動報告・共有をします。

　詳細については、集団指導実施時に説明しますが、事前に佐川コーチからご自身の生産現場で現場改善の指導を受けたい場合は下記に○をお願いします。

　⇒なお、ご自身の生産現場での指導を受ける場合は、モデル圃場として、他のスーパーコーチ受講者や県等の関係者もお伺いさせていただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 生産現場での現場改善 | 開催時期未定（1回程度） |
| 記入欄 |  |

（5）土屋　和【全国の優良事例から学ぶ生産性向上・コスト低減等の取組について（集合指導）】

　※　日程は後日調整します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受講日 | 1月下旬 |
| 記入欄 |  |

（6）阪下　利久【消費者・流通機関から観た商品企画・ブランド戦略について（集合指導）】

　※　日程は後日調整します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受講日 | 10月中旬 |
| 記入欄 |  |

**別添**

**申込に当たっての同意事項**

１　県予算の都合上、申込みをしても派遣が受けられない場合があること

２　個別指導のほかに、状況に応じて集合指導（例：当該希望者の圃場に、他の希望者も集合して一括して指導を受ける場合）となる場合もあること

　３　スーパーコーチの派遣に係る費用は県が負担するが、その他の経費（現場における指導に必要な消耗品等）については、必要に応じて希望者が負担すること

　４　希望する日程に必ずしも添えない場合があること（可能な限り調整願います。）

５　効果的な指導となるよう申込時にヒアリングシートを提出の上、事前ヒアリングに参加し、ヒアリング結果（アドバイス）を基に、複数のスーパーコーチの指導の受講を検討すること

６　派遣決定後、事前に栽培状況や経営内容について、報告していただく場合があること

７　スーパーコーチから指導された内容、資料等について、断りなく口外や公開をしないこと（指導に当たっては指導内容や資料の秘密保持が前提です。）

　８　万一、講師の助言・指導又は支援により、受講者又は第三者に損害が生じた場合、それが受講者の経営判断に基づく結果である場合にあっては、県、運営団体、とちぎ施設園芸スーパーコーチはその責任は負わないこと（ただし、講師の故意又は重大な過失により受講者又は第三者に損害を与えた場合は、講師がその責を負う。）

９　栃木県農政部関係課、関係する市町村、農業団体等にスーパーコーチの派遣を受けることについて情報提供を行うこと

10　必要に応じ、県や関係機関が指導現場に同行する場合があること

11　受講後、技術や経営の変化、今後の活用等についてとりまとめ、提出すること

12　成果等について、県の要請に応じて、発表していただく場合があること

13　公序良俗を守り、スーパーコーチの指導を受けること

14　１～13に違反した場合、派遣を中止することがあること